

税理士
監修

創業手帳
オリジナル 決定版

無料
特典

年度スケジュールで「納めるべき税金」を見逃さない！

税金カレンダー

源泉
所得税

固定
資産税

個人/法人
住民税

所得税
法人税

消費税

個人/法人
事業税

これは
見やすい！



わかりやすい！



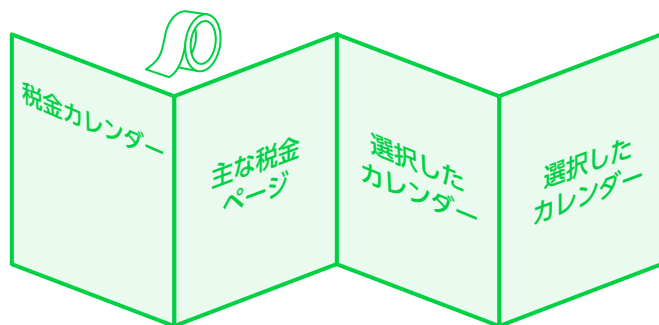
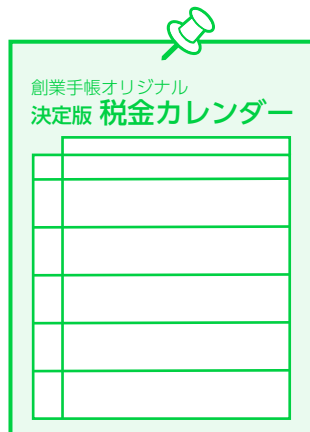
主な税金の「種類」と「納付期限」をひと通りチェック！

個人事業主・法人どちらも対応

「全13パターン」のカレンダーをご用意！

How to Use「税金カレンダー」

大きくプリントアウトして
納付期限を集中的にチェック！



必要ページをつなげれば
納税を「中長期的」にイメージできる！

小さめにプリントアウトして、
持ち運びもOK！



ダウンロードした画像を
PCやスマホでもチェック可能！

監修税理士 | 紹介

遠藤 聡史 (えんどう さとし)

FinTax 株式会社 / FinTax グループ 代表取締役



早稲田大学法学部卒。楽天グループ株式会社(旧: 楽天株式会社)の楽天銀行部門へ入社した後、税理士業界へ。EY税理士法人GCR部勤務を経て、FinTax Groupを共同創業。創業メンバー3名による若さあるチームで、累積対応実績300社以上、補助金の申請実績10億円以上。中でも、遠藤氏はスタートアップ企業支援を中心として起業家育成に注力。得意分野はインターネットサービス業、医業、飲食業、創業融資、外資系企業。



まずは確認しよう！

事業者が納付すべき「主な税金」

1 毎月徴収・納付するもの				
税金の種類	どんな税金？	納付期限 ※土日祝日の場合は翌日	個人事業主	法人
① 源泉所得税	給与・報酬・使用料等を支払う側が、それらを支払う際に支払い先の所得税や法人税等の税金をあらかじめ差し引き（徴収）、国などに納付する	対象となる所得が発生した月の翌月10日まで	従業員への給与、士業専門家への報酬等が発生する場合に必要	
② 従業員の住民税 （都道府県民税および市町村民税）	各地方自治体が提供する公共サービスをまかなうために、個人に課せられる税金。会社勤めの場合は、納税者本人＝従業員に代わり事業主が毎月の給与から規定額を差し引いて納入することも多い（特別徴収）	前年分の月割額を徴収した月の翌月10日まで （6月～翌5月でひと区切り）	従業員がいる場合には必要	※1

※1 加えて、経営者は、前年の所得に応じた自身の住民税（都道府県民税および市区長村民税）を個人で納付する。特に、会社勤めから起業した場合などは未納付分が発生しないよう注意が必要。

住民税の納税額は確定申告の情報をもとに自動的に計算され、毎年6月中旬に送付される納税通知書で一括（※2：6月末日まで）または4分割（※3：6月・8月・10月・翌年1月の末日まで）で納付する。なお、前年の収入がない人、その年の1月1日時点で住所・家屋・事務所等がない人には納付の義務は発生しない（経営者・社員ともに）。

2 ①の特例（年2回にまとめて納付しても良いもの） ※適用されれば①の毎月の納付は不要				
税金の種類	どんな税金？	納付期限 ※土日祝日の場合は翌日	個人事業主	法人
①' 源泉所得税 （納期の特例）	給与の支給人員が常時10人未満である場合、 管轄の地方自治体長の承認を受ければ、源泉所得税の徴収額／住民税の特別徴収額を半年ごと にまとめて納入することができる	1月～6月に発生した分： 7月10日まで 7月～12月に発生した分： 翌年1月20日まで	従業員への給与、士業専門家への報酬等が発生場合に必要	
②' 従業員の住民税 （納期の特例）		6～11月分： 12月10日まで 12～翌年5月分： 翌年6月10日まで	従業員がいる場合には必要	※1

※1 上記と同様。

3 年数回に分割して納付するもの（一括納付も可）				
税金の種類	どんな税金？	納付期限 ※土日祝日の場合は翌日	個人事業主	法人
③ 固定資産税	毎年1月1日時点の土地・家屋および償却資産（固定資産）の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納付する	第1期：4～6月の末日まで 第2期：7～9月の末日まで 第3期：9～12月の末日まで 第4期：11～翌2月の末日まで ※2	その年の1月1日時点で土地・物件（社屋など）を所有していた場合に必要	
④ 個人事業税	対象となる事業を実施している場合、事業自体にかかる税金。確定申告を正しく行えば、その情報をもとに算定された納付書が後日、各都道府県から届く	第1期：原則8月末日まで 第2期：原則11月末日まで	※3 事業所得金額が290万円を超える場合に必要	—

※2 各期間の範囲内で、自治体によってそれぞれ異なる期限が設けられている。例として東京都は、第1期から順に6月末日・9月末日・12月末日・翌2月末日が納付の期限。

※3 納税額が1万円以下の場合は、第1期での一括納付となる。

▶「個人事業主用カレンダー」へ

▶「法人用カレンダー」へ（決算月） 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

税金の種類	どんな税金?	納付期限 ※土日祝日の場合は翌日	個人事業主	法人
⑤ 法人事業税	一部の非課税所得を除き、法人の場合には原則として、事業自体にかかる税金	事業年度終了日の翌日から2月以内	—	必要
⑥ 法人住民税 (都道府県民税 および市町村民税)	各地方自治体が提供する公共サービスをまかなうための税金。その地域に事務所等を有する法人が、所在する都道府県および市町村に納付する	事業年度終了日の翌日から2月以内	—	必要
⑦ 自動車税・ 軽自動車税 ※4 (自動車税種別割)	毎年4月1日時点での自動車の車検証上の所有者に対してかかる税金。税額は用途や排気量によって異なる	5月末日まで	その年の4月1日時点で自動車を所有していた場合に必要	
⑧ 年末調整	従業員の1年分の給与について会社が税金の清算を行う、簡易的な確定申告のようなもの。従業員の給与の状況を加味し、必要に応じて還付等の申告も行う。事業者には、法定調書合計表の提出が義務づけられている	翌1月20日まで ※従業員記入はもっと前から実施(11月～)	従業員がいる場合には必要	
⑨ 所得税または法人税など ※5 (確定申告)	1年間の所得に対する所得税または法人税の納税額を計算して確定し、申告・納税する	個人事業主は翌3月15日まで ※6 ※振替納税(口座振替)はさらに約1カ月後 法人は決算日の翌日から2カ月以内	※7 所得税の納付が必要	※7 法人税の納付が必要
⑩ 消費税および地方消費税 (確定申告)	商品やサービスなどを取引する際に発生する税金。消費者から預かった消費税額から、事業活動の中で自身が支払った消費税額を差し引いて納付する	個人事業主は翌3月末日まで ※振替納税(口座振替)はさらに約1カ月後 法人は決算日の翌日から2カ月以内	以下のいずれかを満たす場合に必要 1) 基準期間(個人事業者は前々年、法人は原則として前々事業年度)の課税売上高が1,000万円を超える 2) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、期限内に「消費税課税事業者選択届出書」を提出 3) 1・2に該当しなくても、特定期間の課税売上高および給与等支払額の合計額が1,000万円を超える 4) インボイス発行事業者の登録を受けている	

※4 自動車関連の税金にはほかにも、車の環境性能に応じて購入時にかかる「自動車税環境性能割」、車の重さに応じて新車登録時および車検時にかかる「自動車重量税」がある。

※5 個人事業主は所得税、法人は法人税が該当。

※6 事前に届出すれば、2回に分けて納付することが可能。1回目の納期限は通常通り3月15日、2回目の納期限は5月31日。

※7 会社勤めから起業した場合などは、起業前の個人としての確定申告も行うこと。



5 前年／前事業年度の確定税額(※⑨⑩)等が一定額を超える場合に、追加で必要なもの ※実質、創業2期目以降

	税金の種類	どんな税金？	納付期限 ※土日祝日の場合は翌日	個人事業主	法人
⑪	中間申告(予定納税) (所得税)	その年の5月15日時点で確定している予定納税基準額※8が一定額を超える個人事業主は、その3分の2を2回(3分の1ずつ)に分けて前払いする	第1期：7月末日まで 第2期：11月末日まで	予定納税基準額※8が15万円を超える場合に必要	—
⑫	中間申告※9 (予定納税または仮決算) (法人税・都道府県民税 および市区長村民税・ 法人事業税)	前事業年度の確定法人税額が一定額を超える法人は、予定納税ならその半分以上を、仮決算なら本事業年度を2等分した中間申告期間をひとつの事業年度とみなして中間申告税額を計算し、前払いする	事業年度の開始日以後6カ月を経過した日の翌日から2カ月以内(年1回)	—	前事業年度の確定法人税額が20万円を超える場合に必要
⑬ ー ア	中間申告※9 (予定納税または仮決算) (消費税および 地方消費税)	直前の課税期間(個人事業主は前年、法人は前事業年度。以下同)の確定消費税額が48万円超～400万円以下の場合。 予定納税ならその半分以上を、仮決算なら本事業年度を2分割した中間申告期間をひとつの事業年度とみなして中間申告税額をその都度計算し、前払いする	事業年度の開始日以後6カ月を経過した日の翌日から2カ月以内(年1回)	消費税納税の義務があり、左記の各要件に該当する場合に必要	
⑬ ー イ		直前の課税期間の確定消費税額が400万円超～4,800万円以下の場合。 予定納税ならその4分の3を3回にわけて(4分の1ずつ)、仮決算なら本事業年度を4分割した中間申告期間をひとつの事業年度とみなして中間申告税額をその都度計算し、前払いする	事業年度開始後3カ月・6カ月・9カ月を経過した日それぞれの翌日から2カ月以内(年3回)		
⑬ ウ		直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円超の場合。 予定納税ならその12分の11を年11回にわけて(12分の1ずつを、決算月を除く毎月)、仮決算なら本事業年度を12分割した中間申告期間をひとつの事業年度とみなして中間申告税額をその都度計算し、前払いする	事業年度開始後の1カ月分は、事業年度開始日から2カ月を経過した日の翌日から2カ月以内。 それ以降の10カ月分は、各対象期間の末日の翌日から2カ月以内(年11回)		

※8 前年分の所得金額や税額などを基に計算する。 ※9 予定納税か仮決算かを選択する。

さらに、以下は「税金」とは少し意味合いが異なるものですが、**定期的に納付(支払い)が必要なもの**として頭に入れておきましょう。

	各種保険の種類	どんな内容?	納付期限	個人事業主	法人
⑭	国民健康保険料	自営業者や年金受給者などが加入する保険	6月から翌年3月まで10回に分けて納付(6月が第1期、7月が第2期…の順で、翌年3月が第10期)。各納期限は各月の末日(12月納期分は1月4日)	必要	—
⑮	社会保険料 (健康保険料＋介護保険料＋厚生年金)	会社勤めの人や条件を満たす短時間労働者(アルバイト・パートなど)が加入する「医療保険」の保険料と「厚生年金」の掛金を、事業主が毎月の給与から差し引いて納付する	納付対象月の翌月末日 (土・日・祝日や年末年始にあたる時は、翌月最初の金融機関等の営業日)	5人以上の従業員がいれば強制加入	従業員数に関わらず強制加入
⑯	労働保険料 (雇用保険＋労災保険)	労働者の保護および雇用の安定を図ることを目的とした、国が運営する社会保険制度のひとつで、「労災保険(労働者災害補償保険)」と「雇用保険」の総称。毎年4月1日～翌3月31日までを1年度として概算額を算出し、前納する	新規加入の場合は、労働保険関係の成立(事業に従事する労働者をはじめて雇用した日)から50日以内。以降は毎年6月1日～7月10日	労災保険：雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っていれば強制加入 雇用保険：週20時間以上勤務の労働者を雇っていることが要件	
⑰	労働保険料 (雇用保険＋労災保険) の分割納付	概算保険料の額が40万円以上(雇用保険か労災保険のどちらか一方の保険関係のみ成立の場合は20万円以上)で、労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合に適用	新規加入の場合は ①3月31日までに労働保険関係が成立→第1期：7月10日、第2期：10月31日、第3期：翌1月31日 ②4月1日以降に成立→第1期：成立翌日から50日以内、第2期：10月31日、第3期：翌1月31日 ③6月1日～9月30日に成立→第1期：成立翌日から50日以内、第2期：翌1月31日、第3期：なし ④10月1日以降に成立→成立した日から翌3月31日までの期間の保険料を一括で納付 次年度以降は①と同様		

税金の納付期限は「事業形態や決算月」で変わってきます！

納付すべき「主な税金」の種類は、**個人事業主なのか法人なのか**で変わってきます。また、その納付期限には「税金によって固定のもの」と「決算月を起点として決まるもの」とがあり、こちらも**個人事業主なのか法人なのか**、さらに**法人の場合は決算月がいつなのか**によって違ってきます。

これらを“見える化”してカレンダーの形に落とし込み、事業年度を通したスケジュールを把握しやすいようにまとめたのが、創業手帳オリジナル「税金カレンダー」です。

重要なのは、納付期限がいつなのかということ自体ではなく、納付期限を理解した上で、**そのためのキャッシュをしっかりと確保しておくこと**です。あなたにピッタリのカレンダーを選択して、健全な資金繰りのために是非ご活用ください！

個人事業主の方

個人事業主の事業年度（課税期間＝課税の対象となる期間）は、毎年1月1日～12月31日の1年間と定められています。決算日も一律で12月31日なので、決算日を起点として決まる税金の納付期限にも、事業者による違いは生じません。

※会社設立日によっては、初年度は事業年度が1年に満たないケースもあります。

▶ [個人事業主の方はこちらのカレンダーへ](#)



法人の方

法人の事業年度は、会社設立登記をした日から1年以内の期間で自由に設定でき、会社設立日が「事業年度開始日」、事業年度の最終日が「決算日」となります。そして、その決算日を起点に納付期限が決まる税金も多く、税金の納付スケジュールは決算日が違えば微妙に違ってくるため、ここでは全12パターンのカレンダーをご用意しました（事業年度は「1年間」で設定、決算日は「月の最終日」とする会社がほとんどのため、それを前提として作成しています）。

※会社設立日と決算日設定によっては、初年度は事業年度が1年に満たないケースもあります。



事業年度開始月（決算月）は？

開始月 決算月

1月（12月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

2月（1月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

3月（2月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

4月（3月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

開始月 決算月

5月（4月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

6月（5月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

7月（6月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

8月（7月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

開始月 決算月

9月（8月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

10月（9月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

11月（10月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

12月（11月）▶ [こちらのカレンダーへ](#)

※★印の納付は、必ずしもすべての個人事業主に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金があります。 ※源泉所得税・住民税（従業員分）・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年（このいずれかの月から事業スタート）													決算
税金の種類		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
★源泉所得税	① 通常（毎月）		翌月10日まで										
	①' 特例（年2回）							1回目 7/10 まで					
★住民税	★従業員分 ②か②'のいずれか		翌月10日まで										
	②' 特例（年2回）												1回目 12/10 まで
	② 自身の分 ②か②'のいずれか						6/30 まで						
	②' 分割納付（年4回）						第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		
★固定資産税	③（年4回）				第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる					
									第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる				
											第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる		
★個人事業税	④（年2回）												
★自動車税	⑦（年1回）					5/31 まで							
★年末調整	⑧（年1回）												
確定申告	⑨ 所得税（年1回）												
	⑩ ★消費税（年1回）												
★中間申告 予定納税	⑪ 所得税ほか（年2回）												
	⑬-ア 2分割（年1回） 消費税込 ⑬-ア～ウのいずれか												
		⑬-イ 4分割（年3回）											
		⑬-ウ 12分割（年11回）											
★各種保険関係	⑭ 国民健康保険料（年10回）						※各月末日まで 第1期 第2期	第3期	第4期	第5期	第6期		第7期は 1/4まで
	★社会保険料 ⑮（毎月）		翌月末日まで										
	★労働保険料 ⑯ 通常（年1回）		保険関係成立の翌日から50日以内										
	⑯' 分割納付（年3回） ⑯か⑯'のいずれか		保険関係の成立日が起点となり複雑なため、詳細はこちらを参照										

※★印の納付は、必ずしもすべての個人事業主に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税（従業員分）・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます		2期目以降												決算
税金の種類		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
★源泉所得税	① 通常（毎月）	翌月10日まで												
	①' 特例（年2回）	2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで						
★住民税	★従業員分 ②か②'の いずれか	② 特別徴収（毎月） 翌月10日 まで												
		②' 特例（年2回）					2回目 6/10 まで						1回目 12/10 まで	
	自身の分 ②か②'の いずれか	② 一括納付（年1回）					6/30 まで							
		②' 分割納付（年4回）	第4期 1/31 まで				第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			
★固定資産税	③ （年4回）				第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる						
									第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる					
		第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる							第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる					
★個人事業税	④ （年2回）								第1期 8/31 まで			第2期 11/30 まで		
★自動車税	⑦ （年1回）					5/31 まで								
★年末調整	⑧ （年1回）	1/20 まで												
確定申告	⑨ 所得税（年1回）		2/16～3/15 まで	振替決済は 約1カ月後										
	★消費税（年1回）		年始～3/31まで	振替決済は 約1カ月後										
★中間申告 予定納税	所得稅ほか ⑪ （年2回）							7/31 まで				11/30 まで		
	消費稅 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 （年1回）							8/31 まで					
		⑬-イ 4分割 （年3回）					5/31 まで			8/31 まで		11/30 まで		
		⑬-ウ 12分割 （年11回）				各月末日まで 4月～翌2月の末日まで								
各種保険関係	国民健康保険料 ⑭ （年10回）	第7期 （1/4まで） 第8期	※各月末日まで 第9期 第10期				※各月末日まで 第1期 第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期は 1/4まで		
	★社会保険料 ⑮ （毎月）	翌月末日まで												
	★労働保険料 ⑯ 通常（年1回）	（2期目は、前期の納付が発生するケースがある）					6/1～7/10 まで							
	⑯' 分割納付（年3回）	第3期（3期目以降） 1/31まで ※2期目の詳細はこちらを参照						第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)							1回目 7/10 まで						
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)												1回目 12/10 まで
	自身の 分	② 一括納付 (年1回)					6/30 まで							
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			
★固定資産税	③ (年4回)			第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる				第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる				第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる		
												第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる		
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)					5/31 まで							
★年末調整		⑧ (年1回)												
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)						第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

税金の種類		2期目以降											決算
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
★源泉所得税	① 通常(毎月)	翌月10日まで											
	①' 特例(年2回)	2回目 1/20まで						1回目 7/10まで					
住民税	★従業員分	② 特別徴収(毎月)	翌月10日まで										
	②か②'のいずれか	②' 特例(年2回)					2回目 6/10まで						1回目 12/10まで
	自身の分	② 一括納付(年1回)					6/30まで						
	②か②'のいずれか	②' 分割納付(年4回)	第4期 1/31まで				第1期 6/30まで		第2期 8/31まで		第3期 10/31まで		
★固定資産税	③ (年4回)				第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる						
									第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる				
		第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる										第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる	
法人事業税	⑤ (年1回)		2/28まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		2/28まで										
★自動車税	⑦ (年1回)					5/31まで							
★年末調整	⑧ (年1回)	1/20まで											
確定申告	⑨ 法人税ほか(年1回)		2/28まで										
	⑩ ★消費税(年1回)		2/28まで										
★中間申告 予定納税 または 仮決算	法人税ほか	⑫ (年1回)							8/31まで				
	消費税 ⑬-ア～ウのいずれか	⑬-ア 2分割(年1回)							8/31まで				
		⑬-イ 4分割(年3回)				5/31まで			8/31まで			11/30まで	
		⑬-ウ 12分割(年11回)			4月～翌2月の各月末日まで								
各種保険関係	社会保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働保険料	⑯ 通常(年1回)					6/1～7/10まで						
	⑯か⑯'のいずれか	⑯' 分割納付(年3回)	第3期 1/31まで					第1期 7/10まで			第2期 10/31まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算		
税金の種類			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで												
	①' 特例 (年2回)						1回目 7/10 まで							2回目 1/20 まで	
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで												
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)											1回目 12/10 まで		
	自身の 分	② 一括納付 (年1回)				6/30 まで									
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)				第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで				第4期 1/31 まで	
★固定資産税		③ (年4回)													
法人事業税		⑤ (年1回)													
法人住民税		⑥ (年1回)													
★自動車税		⑦ (年1回)					5/31 まで								
★年末調整		⑧ (年1回)													
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)													
		⑩ ★消費税 (年1回)													
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)													
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)													
		⑬-イ 4分割 (年3回)													
		⑬-ウ 12分割 (年11回)													
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで												
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内												
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)							第1期 7/10 まで					第2期 10/31 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

		2期目以降											決算
税金の種類		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)						1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)				2回目 6/10 まで						1回目 12/10 まで	
	自身の 分	② 一括納付 (年1回)				6/30 まで							
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)				第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで
★固定資産税	③ (年4回)			第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる						
								第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる					
		第4期(3期目以降) 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる									第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる		
法人事業税	⑤ (年1回)		3/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		3/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)				5/31 まで								
★年末調整	⑧ (年1回)												1/20 まで
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		3/31 まで										
	⑩★消費税 (年1回)		3/31 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							9/30 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							9/30 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					6/30 まで		9/30 まで			12/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)			5月～翌3月の各月末日まで								
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)				6/1～7/10 まで							
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)					第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			第3期 1/31 まで

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)			翌月10日 まで										
	①' 特例 (年2回)						1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで	
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)		翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)										1回目 12/10 まで		
	自身の分	② 一括納付 (年1回)				6/30 まで								
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)				第1期 6/30 まで	第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで				第4期 1/31 まで	
★固定資産税		③ (年4回)												
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)	5/31 まで											
★年末調整		⑧ (年1回)												1/20 まで
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回) ⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)					第1期 7/10 まで					第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)					1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで	
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)			2回目 6/10 まで						1回目 12/10 まで		
	自身の分	② 一括納付 (年1回)			6/30 まで								
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)			第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで	
★固定資産税	③ (年4回)		第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる							
							第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる						
								第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる					
法人事業税	⑤ (年1回)		4/30 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		4/30 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)			5/31 まで									
★年末調整	⑧ (年1回)											1/20 まで	
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		4/30 まで										
	⑩ ★消費税 (年1回)		4/30 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							10/31 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							10/31 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					7/31 まで		10/31 まで			1/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				6月～翌4月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑯ (年1回)			6/1～7/10 まで								
	⑯か⑯'の いずれか	⑯' 分割納付 (年3回)				第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			第3期 1/31 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)				1回目 7/10 まで							2回目 1/20 まで		
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)									1回目 12/10 まで			
	自身の分	② 一括納付 (年1回)			6/30 まで									
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)			第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで		
★固定資産税		③ (年4回)												
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)		5/31 まで										
★年末調整		⑧ (年1回)											1/20 まで	
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回) ⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア〜ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)		翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑯ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											
	⑯か⑯'の いずれか	⑯' 分割納付 (年3回)	第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内					第2期 10/31 まで				第3期 1/31 まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降												決算		
税金の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで												
	①' 特例 (年2回)				1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで			
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)			2回目 6/10 まで					1回目 12/10 まで				
	自身の分	② 一括納付 (年1回)			6/30 まで									
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)			第1期 6/30 まで	第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで			
★固定資産税	③ (年4回)	第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる									
		第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる												
		第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる												
法人事業税	⑤ (年1回)		5/31 まで											
法人住民税	⑥ (年1回)		5/31 まで											
★自動車税	⑦ (年1回)		5/31 まで											
★年末調整	⑧ (年1回)										1/20 まで			
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		5/31 まで											
	⑩★消費税 (年1回)		5/31 まで											
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							11/30 まで					
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							11/30 まで					
		⑬-イ 4分割 (年3回)					8/31 まで			11/30 まで		2/28 まで		
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				7月～翌5月の各月末日まで								
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ (年1回)			6/1～7/10 まで									
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)				第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			第3期 1/31 まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)			1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで				
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)							1回目 12/10 まで					
	自身の分	② 一括納付 (年1回)	6/30 まで											
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)	第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで				
★固定資産税	③ (年4回)												第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる	
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)												
★年末調整		⑧ (年1回)											1/20 まで	
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)												
		⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											
		⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内		第2期 10/31 まで				第3期 1/31 まで				

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

各税金名をクリックすると、 その概要解説に移動できます		2期目以降											決算
税金の種類		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)			1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで			
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)		2回目 6/10 まで					1回目 12/10 まで				
	自身の分	② 一括納付 (年1回)		6/30 まで									
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)		第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで			
★固定資産税	③ (年4回)	第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる	第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる								第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		
						第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる							
						第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる							
法人事業税	⑤ (年1回)		6/30 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		6/30 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)	5/31 まで											
★年末調整	⑧ (年1回)									1/20 まで			
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		6/30 まで										
	⑩ ★消費税 (年1回)		6/30 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							12/31 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							12/31 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					9/30 まで			12/31 まで		3/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				8月～翌6月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)		6/1～7/10 まで									
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)			第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで			第3期 1/31 まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算
税金の種類		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
★源泉所得税	① 通常(毎月)		翌月10日まで										
	①' 特例(年2回)		1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで				
住民税	★従業員分		翌月10日まで										
	②' 特例(年2回)							1回目 12/10 まで					
	② 一括納付(年1回)	6/30 まで											
	②' 分割納付(年4回)	第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで				
★固定資産税												第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる	
法人事業税													
法人住民税													
★自動車税													5/31 まで
★年末調整									1/20 まで				
確定申告													
★中間申告 予定納税 または 仮決算	法人税ほか												
	⑬-ア 2分割(年1回)												
	⑬-イ 4分割(年3回)												
	⑬-ウ 12分割(年11回)												
各種 保険 関係	社会保険料		翌月末日まで										
	★労働保険料		保険関係成立の 翌日から50日以内										
	⑬' 分割納付(年3回)		第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内						第2期 1/31 まで				

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
★源泉所得税	① 通常(毎月)	翌月10日まで											
	①' 特例(年2回)		1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで				
住民税	★従業員分	② 特別徴収(毎月)	翌月10日まで										
	②か②'のいずれか	②' 特例(年2回)	2回目 6/10 まで					1回目 12/10 まで					
	自身の分	② 一括納付(年1回)	6/30 まで										
	②か②'のいずれか	②' 分割納付(年4回)	第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで				
★固定資産税	(年4回)	③	第1期 4～6月の末日 まで ※自治体により異なる	第2期 7～9月の末日まで								第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる	
				第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる									
						第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる							
法人事業税	⑤ (年1回)		7/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		7/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)												5/31 まで
★年末調整	⑧ (年1回)								1/20 まで				
確定申告	⑨ 法人税ほか(年1回)		7/31 まで										
	⑩ ★消費税(年1回)		7/31 まで										
★中間申告 予定納税 または 仮決算	法人税ほか	⑫ (年1回)							1/31 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							1/31 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)				10/31 まで			1/31 まで			4/30 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				9月～翌7月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働保険料	⑮ 通常(年1回)	6/1～7/10 まで										
	⑮か⑮'のいずれか	⑮' 分割納付(年3回)		第1期 7/10 まで		第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで					

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)							2回目 1/20 まで						
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)					1回目 12/10 まで							2回目 6/10 まで
	自身の分	② 一括納付 (年1回)												6/30 まで
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)	第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで						第1期 6/30 まで
★固定資産税	③											第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		
	(年4回)													
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)											5/31 まで	
★年末調整		⑧ (年1回)								1/20 まで				
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)												
		⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費 税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											6/1～ 7/10 まで
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内							第2期 1/31 まで				

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)	1回目 7/10 まで						2回目 1/20 まで					
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)					1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで
	自身の分	② 一括納付 (年1回)											6/30 まで
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで
★固定資産税	(年4回)	③	第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる								第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		
			第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる										
			第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる										
法人事業税	⑤ (年1回)		8/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		8/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)											5/31 まで	
★年末調整	⑧ (年1回)							1/20 まで					
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		8/31 まで										
	⑩ ★消費税 (年1回)		8/31 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							2/28 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							2/28 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					11/30 まで		2/28 まで			5/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				10月～翌8月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	6/1～ 7/10 まで										6/1～ 7/10 まで
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで					

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算		
税金の種類			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで												
	①' 特例 (年2回)						2回目 1/20 まで							1回目 7/10 まで	
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで												
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)				1回目 12/10 まで							2回目 6/10 まで		
	自身の分	② 一括納付 (年1回)											6/30 まで		
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)	第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで						第1期 6/30 まで		
★固定資産税	③		第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる										第2期 7～9月の 末日まで		
	(年4回)														
法人事業税		⑤ (年1回)													
法人住民税		⑥ (年1回)													
★自動車税		⑦ (年1回)											5/31 まで		
★年末調整		⑧ (年1回)						1/20 まで							
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)													
		⑩ ★消費税 (年1回)													
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)													
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)													
		⑬-イ 4分割 (年3回)													
		⑬-ウ 12分割 (年11回)													
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで												
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内											6/1～7/10 まで	
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内		第2期 1/31 まで									第1期 7/10 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)						2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)				1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで	
	自身の分	② 一括納付 (年1回)										6/30 まで	
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)	第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで	
★固定資産税	(年4回)	③	第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる						第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の 末日まで	
			第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる										
			第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる										
法人事業税	⑤ (年1回)		9/30 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		9/30 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)										5/31 まで		
★年末調整	⑧ (年1回)						1/20 まで						
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		9/30 まで										
	⑩★消費税 (年1回)		9/30 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							3/31 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							3/31 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					12/31 まで		3/31 まで			6/30 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				11月～翌9月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)										6/1～7/10 まで	
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)			第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで						第1期 7/10 まで

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算
税金の種類		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで										
	①' 特例 (年2回)					2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで	
住民税	★従業員分 ②か②'の いずれか		翌月10日 まで										
	②' 特例 (年2回)				1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで		
	② 自身 の分										6/30 まで		
	②' ②か②'の いずれか		第3期 10/31 まで			第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで
★固定資産税	③								第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる		
	(年4回)												
法人事業税													
法人住民税													
★自動車税										5/31 まで			
★年末調整						1/20 まで							
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)												
	⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか												
	⑬-ア 2分割 (年1回)												
	⑬-イ 4分割 (年3回)												
	⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料		翌月末日まで										
	★労働 保険料		保険関係成立の 翌日から50日以内								6/1～7/10 まで		
	⑯' ⑯か⑯'の いずれか		第1期 保険関係成立の 翌日から50日以内			第2期 1/31 まで						第1期 7/10 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

税金の種類		2期目以降											決算
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
★源泉所得税	① 通常(毎月)	翌月10日まで											
	①' 特例(年2回)					2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで	
住民税	★従業員分	② 特別徴収(毎月)	翌月10日まで										
	②か②'のいずれか	②' 特例(年2回)			1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで		
	自身の分	② 一括納付(年1回)									6/30 まで		
	②か②'のいずれか	②' 分割納付(年4回)		第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで
★固定資産税	③ (年4回)	第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる							第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる		
		第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる											
				第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる									
法人事業税	⑤ (年1回)		10/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		10/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)									5/31 まで			
★年末調整	⑧ (年1回)					1/20 まで							
確定申告	⑨ 法人税ほか(年1回)		10/31 まで										
	⑩ ★消費税(年1回)		10/31 まで										
★中間申告 予定納税 または 仮決算	法人税ほか	⑫ (年1回)							4/30 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							4/30 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)				1/31 まで			4/30 まで			7/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				12月～翌10月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働保険料	⑯ 通常(年1回)									6/1～7/10 まで		
	⑯か⑯'のいずれか	⑯' 分割納付(年3回)		第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで						第1期 7/10 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算
税金の種類		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで										
	①' 特例 (年2回)				2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで		
住民税	★従業員分		翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか			1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで			
	自身の分									6/30 まで			
	②か②'の いずれか									第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで	
★固定資産税	③ (年4回)								第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる		第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる
★法人事業税													
★法人住民税													
★自動車税									5/31 まで				
★年末調整					1/20 まで								
確定申告													
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか												
	⑬-ア 2分割 (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか												
	⑬-イ 4分割 (年3回)												
	⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	⑮ (毎月)		翌月末日まで										
	★労働 保険料									6/1～7/10 まで			
	⑯か⑯'の いずれか										第1期 7/10 まで		

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)				2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで		
★住民税	★従業員分 ②か②'の いずれか	② 特別徴収・ 納付(毎月)	翌月10日 まで										
		②' 特例 (年2回)			1回目 12/10 まで					2回目 6/10 まで			
	自身の分 ②か②'の いずれか	② 一括納付 (年1回)								6/30 まで			
		②' 分割納付 (年4回)	第3期 10/31 まで		第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで	
★固定資産税	③ (年4回)							第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる			第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる		
			第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる									第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる	
				第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる									
★法人事業税	⑤ (年1回)		11/30 まで										
★法人住民税	⑥ (年1回)		11/30 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)								5/31 まで				
★年末調整	⑧ (年1回)				1/20 まで								
★確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		11/30 まで										
	⑩ ★消費税 (年1回)		11/30 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか ⑫ (年1回)								5/31 まで				
	⑬-ア 2分割 (年1回)								5/31 まで				
	消費税 ⑬-イ 4分割 (年3回)					2/28 まで			5/31 まで			8/31 まで	
	⑬-ウ 12分割 (年11回)				1月～11月の各月末日まで								
★各種 保険 関係	社会 保険料 ⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料 ⑯ (年1回)									6/1～7/10 まで			
	⑯か⑯'の いずれか	⑯' 分割納付 (年3回)	第2期 10/31 まで		第3期 1/31 まで						第1期 7/10 まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)			2回目 1/20 まで							1回目 7/10 まで			
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)		翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)		1回目 12/10 まで						2回目 6/10 まで				
	自身の分	② 一括納付 (年1回)								6/30 まで				
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)			第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで
★固定資産税	③ (年4回)							第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる			第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる	
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)							5/31 まで					
★年末調整		⑧ (年1回)			1/20 まで									
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)		翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内							6/1～7/10 まで				
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	3/31分までは 分割不可								第1期 7/10 まで		第2期 10/31 まで	

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

2期目以降													決算
税金の種類		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)	翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)			2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで			
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで										
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)		1回目 12/10 まで					2回目 6/10 まで				
	自身の 分	② 一括納付 (年1回)							6/30 まで				
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)			第4期 1/31 まで				第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで
★固定資産税	③ (年4回)						第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる				
		第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる								第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる			
		第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる											
法人事業税	⑤ (年1回)		12/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		12/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)							5/31 まで					
★年末調整	⑧ (年1回)			1/20 まで									
確定申告	⑨ 法人税ほか (年1回)		12/31 まで										
	⑩★消費税 (年1回)		12/31 まで										
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)							6/30 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							6/30 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)					3/31 まで		6/30 まで			9/30 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)				2月～12月の各月末日まで							
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)							6/1～7/10 まで				
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)			第3期 1/31 まで					第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、
その概要解説に移動できます

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

初年度／創業した年													決算	
税金の種類			12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
★源泉所得税	① 通常 (毎月)		翌月10日 まで											
	①' 特例 (年2回)		2回目 1/20 まで							1回目 7/10 まで				
住民税	★従業員分	② 特別徴収 (毎月)	翌月10日 まで											
	②か②'の いずれか	②' 特例 (年2回)						2回目 6/10 まで						
	自身の分	② 一括納付 (年1回)						6/30 まで						
	②か②'の いずれか	②' 分割納付 (年4回)	第4期 1/31 まで					第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで		
★固定資産税	③					第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる						
	(年4回)								第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる					
									第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる					
法人事業税		⑤ (年1回)												
法人住民税		⑥ (年1回)												
★自動車税		⑦ (年1回)						5/31 まで						
★年末調整		⑧ (年1回)	1/20 まで											
確定申告		⑨ 法人税ほか (年1回)												
		⑩ ★消費税 (年1回)												
★中間 申告 予定納税 または 仮決算	法人税 ほか	⑫ (年1回)												
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)												
		⑬-イ 4分割 (年3回)												
		⑬-ウ 12分割 (年11回)												
各種 保険 関係	社会 保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで											
	★労働 保険料	⑮ 通常 (年1回)	保険関係成立の 翌日から50日以内					6/1～7/10 まで						
	⑮か⑮'の いずれか	⑮' 分割納付 (年3回)	3/31分までは 分割不可						第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで		

※★印の納付は、必ずしもすべての法人に必要なものではありません。また、事業者によってこの他にも納付が必要となる税金がある場合があります。 ※源泉所得税・住民税(従業員分)・社会保険料・労働保険料については、事業開始と同時に従業員を雇用した場合を想定しています。 ※事業年度開始日が該当月の「1日」、事業年度期間が「1年(12カ月)」、決算日が該当月の「末日」である場合を前提としています。 ※該当の納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

▼各税金名をクリックすると、その概要解説に移動できます

税金の種類		2期目以降											決算
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
★源泉所得税	① 通常(毎月)	翌月10日まで											
	①' 特例(年2回)		2回目 1/20 まで						1回目 7/10 まで				
住民税	★従業員分	② 特別徴収(毎月)	翌月10日まで										
	②か②'のいずれか	②' 特例(年2回)	1回目 12/10 まで					2回目 6/10 まで					
	自身の分	② 一括納付(年1回)						6/30 まで					
	②か②'のいずれか	②' 分割納付(年4回)		第4期 1/31 まで				第1期 6/30 まで		第2期 8/31 まで		第3期 10/31 まで	
★固定資産税	③ (年4回)					第1期 4～6月の末日まで ※自治体により異なる		第2期 7～9月の末日まで ※自治体により異なる					
		第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる								第3期 9～12月の末日まで ※自治体により異なる			
		第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる										第4期 11～翌2月の末日まで ※自治体により異なる	
法人事業税	⑤ (年1回)		1/31 まで										
法人住民税	⑥ (年1回)		1/31 まで										
★自動車税	⑦ (年1回)						5/31 まで						
★年末調整	⑧ (年1回)		1/20 まで										
確定申告	⑨ 法人税ほか(年1回)		1/31 まで										
	⑩ ★消費税(年1回)		1/31 まで										
★中間申告 予定納税 または 仮決算	法人税ほか	⑫ (年1回)							7/31 まで				
	消費税 ⑬-ア～ウの いずれか	⑬-ア 2分割 (年1回)							7/31 まで				
		⑬-イ 4分割 (年3回)				4/30 まで			7/31 まで			10/31 まで	
		⑬-ウ 12分割 (年11回)			3月～翌1月の各月末日まで								
各種 保険 関係	社会保険料	⑮ (毎月)	翌月末日まで										
	★労働保険料	⑮ 通常(年1回)						6/1～7/10 まで					
	⑮か⑮'のいずれか	⑮' 分割納付(年3回)		第3期 1/31 まで					第1期 7/10 まで			第2期 10/31 まで	